総務委員会資料

請願の審査

請願第15号 多摩区令和元年東日本台風災害からの防災・ 減災対策に関する請願

資料

請願第15号 多摩区 令和元年東日本台風災害からの防災・減災対策に関する請願について

令和2年7月31日 総務企画局

請願第15号 多摩区 令和元年東日本台風災害からの防災・減災対策に関する請願について

1 請願の要点について

- ・令和元年東日本台風では、多摩区内でも甚大な被害を受けた。床上浸水などにより多くの 住宅棟の被害が発生し、現在も住民が生活再建に苦しんでいる。
- ・避難所では混乱が生じるなど多くの課題があった。住民意見を集約した上で検証を行い、 避難所の拡大と運営機能の向上、町会住民等との協力体制の構築が求められている。
- ・多くの住民は、今年も昨年同様かそれ以上の災害が起こるのではないかという不安を抱えている。

災害から命を守り備える喫緊の対策として、以下の項目を実施するよう要望する。

- (1) 同様の災害を防ぐため、徹底した検証に基づく有効な水害対策を講じること。
- (2) 国・県と連携し、多摩川並びに三沢川、用水路等、多摩川流域の河川しゅんせつなどにより水位を低減し、流量を確保する対策を早急に講じること。
- (3) 避難所の拡充及び周知並びに住民意見を含めた検証を実施し、運営体制を充実させること。
- (4) 逃げ遅れゼロを目指す「マイタイムライン」の啓発を進めること。
- (5) 防災まち歩き・複合型ハザードマップの作成等により危険を顕在化させ、周知すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症等発生時の避難所運営に関するマニュアルを整備すること。

2 請願に対する本市の考え方について

(1) 同様の災害を防ぐため、徹底した検証に基づく有効な水害対策を講じること。 【本市の考え方】

- ・菅稲田堤地域・堰地域における浸水被害については、令和2年4月に、令和元年東日本 台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証結果を公表した。
- ・菅稲田堤地域の三沢川周辺では、短期対策として、大丸水門の機能回復が神奈川県により行われるまでの間、暫定的に仮設止水板を設置するとともに、水路の流下能力向上工事や、移動式ポンプの配備、土のうステーションの設置などを実施した。また、中長期対策として、当該地区の浸水被害を低減するため、水路網調査及び内水対策検討を実施していく。検討に当たり、稲城市と連携して調査や対策の実施方法について調整を行っている。
- ・堰地域の宇奈根排水樋管周辺では、検証結果を踏まえ、今年の台風シーズンまでに直ちに備えるべき短期対策として、排水樋管ゲートの改良や操作手順の見直し、内水排除のための排水ポンプ車の導入などを実施した。今後は、中長期対策として、ポンプの設置などによる排水機能の向上や、貯留施設の設置による流出量の抑制など、ハード対策の具体化に向けた検討を実施していく。
- (2) 国・県と連携し、多摩川並びに三沢川、用水路等、多摩川流域の河川しゅんせつなどにより水位を低減し、流量を確保する対策を早急に講じること。

【本市の考え方】

・多摩川の河道掘削等については、流下能力を向上させる取組であり、水位を低下させる 方策として重要性が高いものと認識していることから、令和2年2月に国土交通大臣宛 てに要望書を提出したところであり、令和2年5月には、三沢川と多摩川の合流部で多 摩川の堆積土砂の撤去が行われた。今後も引き続き、国や多摩川流域の自治体と連携し、 多摩川の治水安全度の向上に取り組んでいく。 ・三沢川については、令和2年2月に河川管理者である神奈川県に堆積土砂の撤去について要望を行い、令和2年8月から JR 南武線三沢川橋りょう付近の堆積土砂の撤去が行われる予定となっている。今後も引き続き、神奈川県と連携した治水対策について、取り組んでいく。

(3) 避難所の拡充及び周知並びに住民意見を含めた検証を実施し、運営体制を充実させること。 【本市の考え方】

- ・避難場所の確保に当たっては、指定避難所のほか、状況に応じて避難所補完施設を柔軟に活用することとしており、出水期を迎えるにあたり、改めて避難所補完施設の連絡先や現況確認を行っているところである。また、県立高校の避難場所としての活用に向けて、県教育委員会等と基本的な方向性を確認し、連絡先等の情報共有を行い、具体的な利用スキームの構築に向けて、検討、調整を進めている。
- ・東日本台風の災害対応に関する検証を行い、自主防災組織へのアンケート結果など、避難所運営にご協力頂いた地域の皆様からのご意見などを踏まえ、風水害時の緊急避難場所運営マニュアル標準例を見直し、職員への研修を通じて、避難所の運営体制の充実を図った。

(4) 逃げ遅れゼロを目指す「マイタイムライン」の啓発を進めること。 【本市の考え方】

- ・令和2年3~4月に市内全戸を対象とした防災タブロイド誌を配布したほか、ウェブ媒体なども活用し、市民への啓発を実施している。
- ・今後も、様々な媒体を活用した啓発を継続していく。また、7月から再開した「ぼうさい出前講座」の機会をとらえ、対話を主体とした啓発も進めていく。

(5) 防災まち歩き・複合型ハザードマップの作成等により危険を顕在化させ、周知すること。 【本市の考え方】

- ・本市のハザードマップは、災害種別に応じて土砂災害、洪水、津波のハザードマップがあり、現在、内水ハザードマップの作成が所管局により進められている。各種情報を集約した複合型ハザードマップを作成することが望ましいというご意見がある一方で、多くの情報を重ねるとわかりにくくなってしまうといった課題もあることから、今後は、タブロイド紙やぼうさい出前講座等の機会を通じてマイタイムラインの作成を推奨し、お住まいの住環境等に応じた、住民の皆様方それぞれの危険を顕在化し、適切な避難行動がとれるよう啓発に努めていく。
- 「防災まち歩き」については、今後、実施に向けて関係局区と検討していく。

(6) 新型コロナウイルス感染症等発生時の避難所運営に関するマニュアルを整備すること。 【本市の考え方】

・「災害時の避難所運営に関する新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を令和2年 6月30日に策定した。感染症を踏まえた避難所運営は、これまでに前例がなく、避難 者の症状に応じた受付対応など、複雑な避難所運営が必要となるため、運営する職員が 適切な対応をとれるよう、7月から研修等を行っている。